

国家公務員の民間事業者への派遣に係る制度について

方法	目的・事由	期間	対象
官民人事交流法に基づく交流派遣	人材の育成等による公務の能率的な運営	3年以内 (最長5年)	株式会社、相互会社、信用金庫、社団・財団法人、NPO法人等 ※ 所管関係に基づく制限、契約関係に基づく制限等がある(人事院規則)
退職手当通算法人の活用(退職出向)	職員の職務経験の多様化	—	特別の法律により設立された法人で、業務内容が国と密接な関連があるもののうち政令で指定するもの ※ 当該法人における勤務が国の事務・事業への従事と同様に評価できるものに限定
人事院規則に基づく休職派遣	人事院規則で定める事由	3～5年	人事院規則で定める対象